

日韓会談に関する中間報告

日韓会談の経緯並びに現状の概要を御報告し、併せて本交渉をめぐる主たる論点につき政府の見解を明らかにしたいと存じます。

日韓間の諸懸案を解決し、国交を正常化することを目的とする両国間の会談は、昭和二十六年十月の予備会談に始り、その後十二カ年余の永きにわたり、幾多の曲折を経て、断続的に続けられ、今日の第六次会談に及んでおります。この交渉がこのように長年月を要しつつも、今なお妥結に至っていないことは、この交渉がそれ自体如何に至難な外交案件であるかを物語るものであります。しかしながらその間、相互の理解と信頼は漸次深まり、昭和三十六年十月二十日開始された第六次会談においては、各案件につき相当の進展を示し、ことに請求権問題は、昭和三十七年末までに大筋の合意をみるに至ったのであります。

昭和三十八年一月以降、討議の中心は漁業問題に移り、両国の専門家を中心として鋭意討議が続けられてきました。なお基本的な点につき解決を要する問題がありますので、韓国側の申入れに応じて、去る三月十日両国農林大臣による会談が開始されるに至りました。一方、過去二年間予備交渉の形で進められてきた全面会談を、去る三月十二日本会談に切替えて、諸懸案の討議の促進をはかつておる次第であります。

以下、主なる懸案につきその討議の進展状況及びわが方の基本的態度につき説明いたします。

まず請求権問題について申し上げます。サン・フランシスコ平和条約第四条に基づく韓国の対日請求権につき韓国側は、過去において、いわゆる対日請求八項目を提示して日本側がこの請求を認めることを要求し、これに対し日本側は、請求権として支払いを認めうるものは確たる法的根拠があり、かつ、事実関係も十分

に立証されたものに限るとの立場を堅持しつつ交渉を行なつてきたのであります。しかるところ、その後の討議において、法的根拠の有無については日韓間の見解に大きな距りがあるばかりか、事実関係を正確に立証することも時日の経過とともに不可能又は極めて困難なことが判明するに至りました。しかしながら、この問題を未解決のままいつまでも放置することは許されないので、日本政府としては、この困難を克服するためには、なんらかの新たな工夫をこらすよりほかに途のないことを認めるに至つたのであります。この新しい工夫として考えられた構想の骨子は、将来にわたる両国間の親交関係確立の展望に立つて、この際、韓国の民生の安定、経済の発展に貢献するため、同国に対し無償有償の経済協力を行なうこととし、このような経済協力供与の随伴的な効果として平和条約第四条の請求権問題が同時に解決し、もはや存在しなくなつたことを日韓間で確認するといふものであります。こ

のような基本的考え方を軸として、真剣な折衝が続けられた結果、同年末、両国政府はこの考え方に原則的に同意するに至り、無償経済協力は三億ドルを十年間にわたり日本国の生産物及び日本人の役務により供与し、また長期低利借款は二億ドルを十年間にわたり海外経済協力基金より供与することとなつたのであります。

次に、漁業問題に関しましては、過去の会談においては、日韓の漁業技術上の格差が著しいため、あくまで李ラインの存続を固執する韓国側の主張と、李ラインは国際法上不法不当でこれを認め得ないとする日本側主張とが真向から対立し、話合いの糸口すら見出し得ない状況でありました。しかしながら、第五次会談以降、双方の理解も次第に進み、討議はようやく軌道にのり、昨年夏頃までに、漁業問題の解決は、国際慣行を尊重したものであること、魚族資源の最大の持続的生産性を確保する見地に立つこと、公平にして実施可能な規制方式をとること、これまでの操業実態

を尊重すること等について原則的な意見の一致をみた次第であります。そして、かかる諸原則を当該海域の地理的条件、漁業の実態につき如何に具体化するかに関し両国間の合意をみることに当面の問題として討議されておる状況であります。日本側としては、これらの原則に基づく具体的な提案として、李ラインの撤廃を前提に漁業交渉の妥結を図ること、漁業専管水域の設置は認めるが、その幅員については国際先例に従い十二カイリとすること、漁業専管水域の幅員を測る基線についても国際通念に基づいた合理的なものでなければならぬこと、漁業専管水域の外側の公海は原則として自由に操業をなすべきであるが、資源保全のため公平かつ実施可能な規制を行なうことの諸点を主張しております。

また、韓国側は、韓国漁業の立ち遅れを指摘し、特に沿岸漁民の技術水準向上のために日本側が協力することを希望しております。日本側としては、漁業問題が合理的内容をもつて妥結することを前提として、通常の民間信用の供与を通じて、この韓国側の要望に応えるよう検討しております。

また、韓国側は、わが国にある韓国文化財の返還を主張しております。すなわち国民感情として文化財は大きな意義をもっていること、文化財はその出土の地において保存し研究するのが今日の世界の趨勢であること、朝鮮動乱によつて韓国にあつた文化財の多くが大きな被害を受けた事情等を強調しております。これに対し、日本側としては、これらの文化財を韓国側に引渡すべき義務があるとは考えていないが、日韓間の友好関係の増進を考慮し、文化協力の一環として、ある程度韓国側の要望に応えたいと考えております。

7

在日韓国人の法的地位の問題について申し上げます。終戦の日以前に來日し引き続き在留している者と日本で生れたその子孫である在日韓国人は、平和条約発効の時までは名実ともに日本人として居住していたのでありますが、平和条約発効に伴い自己の意思によらないで日本国籍を喪失し、その結果、それまで日本人としてうけていた待遇を失つたのであります。政府としては、このような特殊の事情を考えると同時に、将来国内に政治的、社会的禍根を生じないよう配慮しつつ、日韓双方の納得できる合理的な解決をはかりたいと考えております。これまでの会談において、永住権を付与する者の範囲、永住権を付与された者に対する退去強制~~制~~および処遇の問題、永住目的で韓国に帰還する者の持帰り財産の問題等について討議が行なわれ、その結果、問題点は相当煮詰められてきております。

竹島問題に關しましては、日韓会談が妥結し国交正常化が行なわれる等、このような領土紛争が解決の見通しなく日韓間にわだかまつてゐることは、両国の友好親善關係の将来にとり悪影響を及ぼすと考えられます。よつて、政府は、国交正常化の際には、少くともこの問題解決のための明確な目途を立てておく必要があるという考え方に立つて交渉しております。

なお、これまでもしばしば明らかにしているとおり、現在韓国政府の支配が朝鮮半島の北の部分には及んでおらず、その地域に現実に支配を及ぼしている政權が存在する事實は、日本政府としてもこれを考慮に入れて交渉に臨んでいる次第であります。

以上が日韓交渉の経緯と現状の概要であります。私は両国の国交を正常化することは、今や日韓双方の国民的要望となつてゐると信ずるものでありますが、なお世上本交渉に対する反対論議が存することも事実でありますので、この機会にその主なる論点につき政府の見解を明らかにしたいと存じます。

日韓会談の目的は、両国の関係を正常化することであり、あわせて各種の懸案を解決し、過去の行きがかりにとらわれない新しい友好関係を築こうとするものであります。しかるに、日韓両国の国交正常化は極東の緊張と不安を激化するやの議論を耳にすることがありますが、両国の関係を正常でないままに放置することこそ両国民の不幸であり、逆に、両国が相協力して安定と繁栄の道を進むことがアジア全体の平和と安定に寄与する所以であることは自明の理でありましょう。現在北朝鮮を承認している国は共産圏諸国を主とする十九カ国にすぎないのに対し、韓国政府は

国際連合においても合法政府として認められ、世界の主要国を始めとして七十三カ国によつて承認されていることは御承知のとおりであります。この韓国と地理的、歴史的、文化的に最も密接な関係を有するわが国が友好関係をもつことは、全く当然のことであると申さなければなりません。

つぎに、韓国との国交正常化は朝鮮の分裂を恒久化し、その統一を阻害するものであるとの議論があります。朝鮮の統一が容易に実現しないのは、抜き難い国際的勢力の対立を背景として、韓国も北鮮も早期統一を主張する点では一致しながら、その統一方式に関し全く相容れない立場をとっていることがその原因であることは周知の事実であります。すなわち、韓国は、国連監視下の全朝鮮自由選挙に基づき全朝鮮単一政府を作るといふいわゆる国連方式を終始一貫支持しているのに反し、北鮮側は、朝鮮統一問

題に国連が介入することに反対の立場を維持しているのであります。北鮮側が国連の権威と権限を認め、国連方式による統一に賛成しさえすれば、朝鮮の統一は実現し得るものであります。従つて、日韓国交正常化が朝鮮の分裂を恒久化するというがごときは、まさに牽強附会も甚だしいものであると申さねばなりません。

次に、日韓会談と米国との関係について一言いたします。日韓両国が国交を正常化すること自体が、アジアの安定と繁栄に寄与するものである以上、これに重大な関心をもつ米国が、両国の国交正常化を希望することは極めて自然なことであります。しかしながら両国間の交渉それ自体はあくまで両国がそれぞれ独自の立場から行なっているものであり、米国が圧力を加えたり干渉した

りしたというようなことは全くございません。更に一部には日韓
国交正常化が日米韓三国の反共軍事同盟あるいはN E A T Oなる
ものの結成を目標としているとの論があります。御承知のとおり
わが国は、日米安全保障条約により、米国との協力の下にわが国
の安全を確保するとともに、極東の平和に寄与することを外交政
策の基本としております。政府は日米安全保障条約の枠を越えて
極東において軍事的な役割を引受けることを意図したことはなく、
またそのようなことがわが国の憲法の建前から不可能であること
もまた明らかであります。

次に韓国の経済状態が不安定であるとの理由により、国交正常
化を見合わせるべきであるとの論に対して一言したいと考えます。
韓国の経済が非常な困難を経験していることはこれを卒直に認め
なければなりません。しかしこの点に関しては、韓国が年々増加する

人口を擁するにかかわらず天然資源に恵まれず、あまつさえ朝鮮動乱によつてほとんどすべての生産施設を失つたという事実、更には朝鮮動乱勃発の経緯にかんがみて、自国防衛のための軍事力維持のために、軍事費に尨大なる財政支出を充当せざるを得ない実情を考えるべきであります。むしろこのような条件の下におかれた韓国経済が、これまで幾多の困難を切り抜けてきた事実、こそ思いを致すべきであります。韓国政府も目下自国経済の再建と発展にその政策の最重点を置いているものと承知しております。これに応えて米国はもちろん、ドイツ、イタリア、フランス等の西欧諸国が、韓国に対する経済協力に積極的な熱意を示していることを指摘したしたいと思います。この時に当つて、隣国である日本が、これに対しでき得る限りの協力の手を差しのべることにこそ、日本国民の国家的道義的責務であると申しても過言ではないと信じます。私はこのような観点からわが国が韓国に供与する有

償無償の経済協力についても、国民各位の十分の御理解が得られるものと確信いたします。

最後に、韓国政権を非民主的な不安定な政権と断じ、これを相手とすべからずとの主張が一部にあります。韓国においては、昨年十月十五日に大統領選挙を行ない、民主共和党から立候補した朴正熙氏が当選し、続いて十一月二十六日の国会議員選挙においては、民主共和党が全議席百七十五のうち百十議席を獲得し、単独で院内の安定勢力を確保し、軍事政権がその成立の当初公約した民政の移管が実現したのであります。そしてこの大統領選挙と国会議員の選挙が、いずれも自由かつ公正に行なわれたことは、国連朝鮮統一復興委員会の報告によつて確認されたところであります。私はこのように民主的に選出された韓国政府を相手として、日韓両国の国交正常化のための話し合いを行なうことは、国際的にみても当然の常識であると思ふのであります。民主主

議体制をとる韓国内部において、現在の日韓交渉に対し批判ないし反対の声があることは承知しておりますが、韓国国民の大多数は両国の国交正常化それ自体には反対しておらず、むしろこれを強く希望していることは、最近行なわれた世論調査の結果をみても明らかであります。

また、日本国民の大多数が両国の国交正常化を支持していることは、過ぐる衆議院議員総選挙の結果が如実に物語つているところであります。のみならずわが国の主要新聞の論調は、日韓国交正常化自体は両国が当然なすべきことであるとの点において一致し、更に世論調査の結果も賛成論が圧倒的に多く、反対論は微々たるものであることを示しております。私はこのような日韓国交正常化に対する国民的支持を背景として、国民各位の納得の行く内容をもつて懸案が解決されるよう鋭意努力を傾ける所存であります。ここに国民各位の一層の御支持と御協力を願つて報告を終わります。